

○溝口課長補佐 一部の先生が少し遅れておりますが、定刻となりましたので、ただ今より、第33回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は公開でございますが、撮影は議事に入るまでとさせていただきます。

また、傍聴される方につきましては、留意事項の遵守をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、浅沼大臣官房生活衛生・食品安全審議官から御挨拶申し上げます。

○浅沼生活衛生・食品安全審議官 厚生労働省生活衛生・食品安全審議官の浅沼でございます。

生活衛生適正化分科会委員の皆様におかれましては、平素より、生活衛生行政の推進に御理解・御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

生活衛生業は国民の日常に密着したサービス業といたしまして、衛生水準の維持・向上、生活衛生関係事業者の経営の健全化、振興を通じまして、公衆衛生の向上と豊かな国民生活の発展と安定に大きく寄与をしてまいりました。

本年度の分科会では、興行場営業、旅館業、浴場業、めん類業の4業種の振興指針改正に関する調査・審議をお願いしておるところでございますけれども、この際、生活衛生業を取り巻く現状と、今後取り組むべき課題や改善に向けた方策等、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、全国生活衛生同業組合中央会や同組合連合会、関係省庁、都道府県などとも連携を図りながら、今後も生活衛生行政の推進に努めてまいりますので、皆様の御指導・御協力をよろしく申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○溝口課長補佐 続きまして、前回分科会（30年1月11日）以降、4月5日付、11月15日付及び18日付で一部委員に改選がございましたので、新たに御就任いただきました委員を紹介させていただきます。

全国興行場生活衛生同業組合連合会事務局長の大出俊彦委員です。

○大出委員 大出です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○溝口課長補佐 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会常務理事の佐伯雅斗委員です。

○佐伯委員 佐伯でございます。よろしくをお願いいたします。

○溝口課長補佐 日本労働組合総連合会社会政策局長の春田雄一委員です。

○春田委員 春田です。よろしくをお願いいたします。

○溝口課長補佐 全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会副理事長の町田和之委員です。

○町田委員 町田でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 全国社会福祉協議会理事・事務局長の松島紀由委員です。

○松島委員 松島でございます。

○溝口課長補佐 少し遅れておりますが、生活共同組合パルシステム東京理事長の松野玲子委員は後ほど御紹介させていただきます。

神奈川大学経済学部准教授八ツ橋治郎委員です。

○八ツ橋委員 八ツ橋でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 主婦連合会の若月壽子委員です。

○若月委員 若月と申します。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 また、本日は欠席ですが、全国麺類生活衛生同業組合連合会理事長の田中秀樹委員。

北里大学医療衛生学部健康科学科公衆衛生学研究室教授の内藤由紀子委員にも、新たに委員に御就任いただいておまして、合計10名の方が一部改選の委員でございます。

また、11月14日をもちまして、新井眞一委員、小熊栄委員、倉持繁夫委員、笹尾勝委員、佐々木伸一委員、佐野真理子委員、堀口兵剛委員、山縣正委員が、また、11月18日をもちまして野々山理恵子委員が、それぞれ退任となりました。

本日の分科会ですが、小池委員、田中委員、内藤委員、西尾委員、藤田委員、三村委員から欠席の旨連絡をいただいております。

委員総数24名中、遅れております松野先生を含めまして18名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立したことを御報告いたします。

また、本日は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会清澤正人専務理事を意見聴取人として、参画いただいております。

○清澤意見聴取人 清澤でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 続きまして、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

浅沼大臣官房生活衛生・食品安全審議官です。

○浅沼大臣官房生活衛生・食品安全審議官 どうぞよろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 藤田医薬・生活衛生局生活衛生課長です。

○藤田課長 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 比嘉医薬・生活衛生局生活衛生課長補佐です。

○比嘉課長補佐 比嘉でございます。よろしくお願いいたします。

○溝口課長補佐 最後に、同じく医薬・生活衛生局生活衛生課長補佐の溝口です。きょうはよろしくお願いいたします。

続きまして、厚生科学審議会令第5条5項に基づきまして、会長代理の指名につきまして、会長よりお願いしたいと思います。

○武井分科会長 武井でございます。よろしくお願い申し上げます。

本分科会では、これまで会長代理が置かれておりませんでした。交通事情等で私が分科会に間に合わないで皆様に御迷惑をおかけすることも、昨今、大分電車がおくれるというようなこともありますので、可能性としてはありますので、きょうから、会長代理を置く形にできればというように思います。

会長代理は会長からの指名のもとにということですので、遠藤委員にお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○武井分科会長 ありがとうございます。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。

撮影はここまでとさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

それでは、この後の進行は武井会長にお願いしたいと思います。

○武井分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

お手元の資料の確認をさせていただきます。

座席表と名簿がございます、

資料1 2019年度生活衛生関係営業振興指針の改正について

資料2 興行場営業の振興指針 新旧対照表(素案)

資料3 興行場営業の現況について

資料4 旅館業の振興指針 新旧対照表(素案)

資料5 旅館業の現況について

参考資料としまして、関係法令ほか参考資料1～4をつけてございます。

過不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事次第2(1)になりますが、「興行場営業、旅館業の振興指針改正について」に入りたいと思います。

まずは、資料について事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局より説明させていただきます。

資料1「2019年度生活衛生関係営業振興指針の改正について」ということで、グリーンの内容の資料について御説明させていただきます。これは、今回、新旧表以外に、簡単な概要を作り、見やすい形でということで作成したものでございます。

1 ページ目の一番最初の「振興指針の目的」。本指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として策定されているものでございます。

また、本指針につきましては、生活衛生関係運営適正化法第56条の2第1項に基づきま

して、改正する場合には、必ず厚生科学審議会の意見を聴くということで、本日この場を設けさせていただいております。そして、厚生労働大臣が設定するという形になってございます。

現在、生活衛生関係は、小さく書いてある16業種と、飲食業はある程度一つになっておりますので、13の指針の策定というところでございます。

下段の「2019年度振興指針の改正について」でございます。

まず（改正の方針）でございますが、昨年度の第30回厚生科学審議会生活衛生適正分科会で「振興指針改正時期の見直し」及び「振興指針の見直し方針」が示されております。それに基づいて、振興指針の改正を整理させていただいております。

また、本年度の対象につきましては、興行場営業、旅館業、浴場業、飲食店営業（めん類）の4指針でございます。

主な改正項目でございますが、前回の5年前の改正に比べて以下の項目について、修正・追加を加えまして、他業種の振興指針と内容を整合するような形で作成させていただいております。

主な内容ですが、「第三 振興の目的に関する事項」で、省エネルギーへの対応、訪日・在留外国人への配慮、受動喫煙防止対策、メニュー表示等の食品表示に関する対応（旅館業、飲食店営業（めん類）のみ）。

また、「第四 振興の目的に達するために必要な事項」で、経営課題に即した相談支援に関する事項を新たに追加させていただいております。また、食品関連情報の提供や行政施策の推進に関する事項について追記しております。

「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」としまして、食育や食の安全への関心の高まり、健康志向への対応の追記。また、浴場業につきましては、次回ですが、指針案に「浴育」等を記述することになります。

また、災害関連につきましては、「東日本大震災への対応」から「災害への対応と節電公道の徹底」へ記述内容を変更してございます。また、新たなものとして、「最低賃金の引き上げに向けた対応」及び「働き方・休み方改革に向けた対応」を追記しております。

2ページ目をおめくりください。これが昨年度、審議会で決まりました振興指針の見直しを簡単に一枚にまとめたものでございます。今お話ししました第一、第二、第三の中で、第三の青いところの（3）「省エネルギーへの対応」、（4）「訪日・在留外国人への配慮」、（5）「受動喫煙防止対策への対応」、（6）「メニュー表示等の食品表示に関する対応」が新たに追記することになってございます。

また、第四の少し修正のところですが、2の（3）で「店舗及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項」であります。

また、二の「営業者に対する支援に関する事項」も、同じく、（2）で、業務の効率化に関する記述、また、（5）につきましては、「経営課題に即した相談支援に関する事項」を追記してございます。

また、ちなみに、赤囲みで書いてあるところが、新たに改正後の振興計画事項のほうに書いていただく内容になってまいります。

右のところの第五の「営業の振興に際し配慮すべき事項」として、「食育、食へ安全への関心の高まり及び健康志向等への対応」としまして、先ほどお話ししました飲食業関係がこれに該当すること。あと、浴場業ということで、浴育を新たに追記することになります。

第四の「環境の保全、省エネルギー強化及び食品循環資源の再生利用等の推進」で、これも食品関連事業者の方に対象となってまいります。

また、六番目以降ですが、新たに整理をしたり、あるいは追加されたものでございますが、「災害への対応と節電行動の徹底【東日本大震災を災害全般に変更】」でございます。

また、七「最低賃金の引き上げに向けた対応」が平成28年度改正から、「働き方・休み方改革に向けた対応」が平成30年度から新たに追記される形になります。

引き続き、3ページ目を簡単ですけれども、御説明させていただきます。今お話ししました改正方針に沿った形で、今回、御審議いただく内容は以下となります。

興行場営業については、第一の「興行場営業を取り巻く状況」としまして、直近の平成30年のスクリーン数は、シネマコンプレックスなどの関係もあり増加しておりますけれども、興行場施設全体としては286施設減という結果。また、平成29年1世帯当たりの入場料支出は微増で、入場者数は増加傾向にございます。経営上の問題としては、人件費の上昇、人手不足・求人難、施設・設備の老朽化、光熱費の上昇等が挙げられてございます。また、今後の経営方針としては、積極サービスの充実、広告・宣伝等の強化、飲食メニューの工夫、新しい映像技術の導入が上位に挙げられております。

第二は、表のため、ちょっとスキップさせていただきます。

第三の「興行場営業の振興の目標に関する事項」として、「衛生問題への対応として、一時的に不特定多数の者が長時間密閉空間にいる特殊な営業形態を認識し、新型インフルエンザ等の感染症への対応や関係機関との連携強化などを追記」してございます。

②「高齢者、障害者及び子育て世帯への配慮」として、シニア層向けサービス、地域密着の強みを生かした商品サービスの提供やバリアフリーへの対応等を追記してございます。

③「省エネルギーへの対応」として、LED照明装置や効率性の高い空調設備の導入促進などを書いてございます。

④「訪日・在留外国人への配慮」として、増加し続ける訪日外国人旅行者や在留外国人に対する外国語表記の充実やキャッシュレス決済の導入などを追記しております。

⑤「受動喫煙防止対策への対応」として、健康増進法及び労働安全衛生法に基づく国民の健康への悪影響の記載の追記や、防止対策の促進などを書いてございます。

⑥「税制及び融資の支援措置」として、日本政策金融公庫による融資内容について御紹介させていただいております。

⑦「関係者（国、都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫）に期待される役割」

として、各種申請、研修会、融資相談などの機会を捉えた組合未加入者に対する情報提供や制度の活性化などを記述してございます。

第四のコーナーでございます。「興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項」として、「営業者の取組み」として、環境衛生水準の維持に加え、新型インフルエンザ等への対応、店舗のコンセプト及び経営戦略の明確化、省エネルギー対応、生産性向上セミナーなどの各種制度の活用などを追記してございます。

②の「営業者に対する支援」として、経営改善に役立つ手引きや好事例集の活用生産性向上セミナーの組合員参加の促進、ICT活用に係るサポート、事業承継における助言・相談などを書いてございます。

最後、第五のコーナーでございますが、「営業の振興に際し配慮すべき事項」として、①「少子高齢化社会等への対応」として、高齢者、障害者、妊産婦や子ども連れに配慮した店舗づくりや、また、子育て世帯の方働きやすい職場環境の整備。

②「禁煙等に関する対策」としては、受動喫煙防止とほぼ同じですが、店舗内の禁煙や喫煙専用室の設置等を記述してございます。

③は、新たに、東日本大震災から変わったところでございますが、「災害への対応と節電行動の徹底」として、災害対応能力の向上、地域の防災訓練の参加や労災訓練の実施、コミュニティの復元、節電啓発への取組みなどを書いてございます。

④、最低賃金の引き上げの取組みとして、その遵守、あるいは、業務改善助成金等の制度の活用や最低賃金の理解と周知やセミナーの参加促進などを記述してございます。

⑤「働き方・休み方改革に向けた対応」として、従業員に対する長時間労働の是正、年休取得の促進、待遇の改善、相談窓口や研修会への紹介などを書いてございます。

続きまして、4ページでございます。これは重複するところもありますので、旅館業の特色のあるところを中心に説明させていただきます。

「旅館業を取り巻く環境」ですが、旅館に関しては、前回調査に比べまして、4,741軒の減、客室にしまして46,929室の減でございます。一方、ホテルについては、前回の調査に比べまして、593軒の増、客室数にしまして、8万強の増加となっております。また、30年の宿泊料支出に関しては微増で、国内パック旅行については、2,300円の減となる一方、外国人宿泊者については、インバウンドの影響もありまして、9,428万人と前年度比18.3と大幅な増となっております。また、今後の経営方針としては、接客サービスの充実、広告・宣伝等の強化、施設・設備の改装価格が上位に挙げられております。

飛ばしまして、第三の「旅館業の振興の目標に関する事項」としては、①「衛生問題への対応」として、食事も提供するという事で食中毒等食品衛生への対応、温泉などもありますので、レジオネラ症の防止、感染症の流行、不当表示への対応等について、引き続き実施すること。

②「高齢者、障害者、子育て世帯等への配慮」として、シニア層向けサービスやきめ細やかな商品やサービスの提供、バリアフリーへの対応等。

③「省エネルギーへの対応」として、先ほどと同様に、LED照明やエネルギー効率の高い空調設備の導入。

④「訪日・在留外国人への配慮」として、増加し続けます訪日外国人や在留外国人に対する外国語表記の充実、さらに、外国人の方とのコミュニケーション能力の向上、キャッシュレス決済の導入や、ハラルのような宗教・風習に配慮した食事サービスの提供等を追記してございます。

⑤⑥⑦につきましては、先ほどお話ししました興行場営業と同じような内容でございます。受動喫煙防止対策と税制及び融資については日本政策金融公庫の制度の紹介、関係者の役割としては、申請や研修等の機会を捉えた組合未加入者に対する情報提供や制度の活用等でございます。

また、旅館業のコーナーとしては、その他、食事メニュー等の適正な表示、インターネットを活用した広報や予約、シルバースター登録制度などの推進について引き続き取り組むということを書いております。

第四のコーナーですが、営業者の取組みとして、第三の①に書いてあります食品衛生に関するもの、あるいは、レジオネラ症の防止等の衛生管理の徹底、経営戦略の明確化、省エネ対応、生産性向上を図るためのセミナーの活用などを書いております。

②「営業者に対する支援」として、経営改善に役立つ好事例集の活用、生産性向上セミナーの組合員参加促進、ICTの活用に係るサポートなどがございます。

最後、第五のコーナー。「営業の振興に際し配慮すべき事項」として、「少子高齢化社会等への対応」として、先ほどと同様に、そういう方々への配慮した店づくり、あるいは、子育て世帯・共稼ぎ世帯が働きやすい職場環境の整備が書いてございます。

②は、同じく、禁煙対策は同じですが、あとは、アルコールを提供するというので、飲酒運転の根絶やアルコール健康障害等の不適切飲酒への取組みも書いてございます。

③④⑤は同じでございます。③「災害への対応」として、地域の防災の実施、コミュニティの復元、節電啓発への取組み。④は、最低賃金の引き上げへの対応として、その遵守や業務改善助成金の活用等、最後、働き方・休み方改革は、同じく、従業員に対する長時間労働の是正、年休取得の促進、待遇の改善などが記述してございます。

5ページでございます。これは、改正の内容というよりは今後のスケジュールの御紹介です。分科会は、きょう27日、興行場営業と旅館業をやりまして、12月10日に浴場業と飲食店営業（めん類）の調査審議をお願いしたいと思っております。これら2つの審議をいただいた内容で追記や修正をいただいた上で、年明けすぐでございますが、1月8日に4つの振興指針をまとめたものを調査審議していただきまして、ここで御了解いただければなと思っております。

その後でございますけれども、1月中旬から2月上旬にかけて、了解頂いた振興指針改正案の告示の改正に向けた準備をさせていただきまして、2月中旬に4つの業種について振興指針の改正案を示させていただければなと思っております。

今後の改正スケジュールですが、これは昨年度に整理していただいた内容に沿った形でございまして、2018年度は、理容・美容、クリーニング、おすしをやりました。赤いところの点々のところが今年度の4業種でございまして、あとは、5年後、類似する業種にまとめようということが昨年度示されており、それに沿った形になってございます。飲食は少し早めに来てしまいますが、旅館業、浴場、興行場営業については、5年後の2024年度に、また、改正の審議のお願いをする形になります。

最後6ページでございまして、6ページにつきましては、今回の振興指針に関連する法律を記載したものでございますので、御参考でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま溝口課長補佐から御説明いただきました内容が、2019年度の振興指針の改正についてということでありまして、5ページに年度内のスケジュールが示されておりますので、こういうような形で、業界を分けて進めていくと、そういうように理解ができる内容かと思えます。その赤で示されております2019年度ですね。そこに4つの業界が示されておまして。これらについて、今月、来月、話をして、また、さらに、全体を決定していくというようなことが、令和2年に入ってから進めていくという、そういうように理解される内容かと思えます。

それでは、資料1について、御意見や御質問をお願いいたします。恐縮ですが、発言のときには挙手をしていただいて、指名をさせていただいてから御発言いただくように、御協力をお願いいたします。お手元のマイクのボタンを下げるような形になりますと、マイクが通るといふことのようにありますので、よろしくをお願いいたします。

課長補佐、それでは、内容を少し先に進めてから、また、御意見を賜るといふことでよろしゅうございますか。

それでは、振興指針の改正の具体的な内容がいろいろ出ておりますので、興行場営業について御審議をいただきたいと思えます。これについては、資料2になると思えますので、事務局より御説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続きまして、事務局より御説明をさせていただきます。

資料2の「興行場営業振興指針改正素案」についてでございます。先ほどの概要をより詳細に書き込んだ内容です。1ページ目から説明させていただきます。

1ページ目の第一の「興行場営業を取り巻く状況」として、2ページ目をおめぐりください。先ほどお話ししました数字の内容の下段の2番目のところ、経営上の課題として、人件費の上昇、人手不足・求人難、施設・設備の老朽化等がございまして。この中で、今、新旧表でございましてけれども、前回の振興指針と比べたほうがよいのではないかという意見もございまして、今回、新たに、前回の振興指針でどのような記述やパーセンテージがあったかというのを追記させていただいております。

また、日本政策金融公庫さんの御協力もいただきまして、「また、」のところは、日本

政策金融公庫が行った『生活衛生関係営業の景気動向調査』を載せさせていただいております。この中では、「店舗施設の狭隘・老朽化」が一番大きく、「従業員の確保難」「顧客数の減少」というデータが出ております。

また、従業員の過不足感としては、「適正」と言う一方、足りない、「不足」というところが4割を占めているという結果が出てございます。

二の「消費動向」ですが、前提としては、映画の入場者数あるいはお使いになっている支出が微増という形になってございます。

また、これも総務省の統計をお借りしまして、映画館以外で映画鑑賞をしている男性が52%、女性51%、映画館で映画鑑賞をしている男性36%、女性42%というようなデータを示させていただいております。

3ページ目の三の「営業者の考える今後の経営方針」で、先ほど御紹介しました「接客サービスの充実」「広告・宣伝等の強化」等が書いてございます。これも同じく前回の指針改正との比較があった方が参考になるのではないかとということで、追記させていただいております。

第二のコーナーの「前期の振興計画の実施状況」でございます。4ページ目ですけれども、済みません。これはデータの整理がまだできておりませんので、最終の第35回でお話をさせていただければと思っております。

5ページ目ですが、この書きぶりは、国庫補助金を今提供させていただいておりますが、これの記述は他の振興指針に沿った形で書き加えた内容が中心でございます。

続きまして、6ページ目の第三のコーナーの「興行場営業の振興の目標に関する事項」として、7ページ目のところ、これも他の業種と同じような書きぶり、並べた書きぶりですが、衛生課題は、営業者の地道な取組みが中心となる一方、新型インフルエンザのように、営業者の努力だけではどうしようもないものが起きてしまった場合に、保健所等衛生関係機関や都道府県指導センターなどとも連携を密にして対応すべき課題とに大別されるのではないかとこの記述。

あとは、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合は、それほど大きな問題にはなりにくいのですけれども、ひとたび発生してしまった場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が危ぶまれるということを書かせていただいております。

続きまして、9ページでございまして、これは新しく、他の業界と合わせた形で改正案の整理をした後に出ました取組みのところでございます。（2）の「高齢者、障害者及び子育て世帯への配慮」ということで、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により経営環境が厳しくなり、買い物弱者のような問題も起きているというところで、そのようなものに対して中長期的な経営基盤の強化につながることを求められておるところです。

また、高齢化が進展する中で、シニア層向けサービスの提供や地域社会が抱える問題の課題解決や地域経済の活性化にも貢献するものであると記載させていただいております。

次の10ページでございます。少し長めですが、バリアフリーとか「障害者差別解消法」が、障害者に対する施策がこの5年でいろいろ求められている、あるいは進んでいる取組みがあり、そういうようなところで、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組みを新たに追記させていただいております。

(3)「省エネルギーへの対応」として、節電などの省エネルギーによる経営の合理化、コスト削減、地球環境や高騰しているエネルギー価格の問題への対応などを書いてございます。

(4)「訪日・在留外国人への配慮」として、これは他の業界とも合わせた形で書いておりますが、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まったのを契機に、東京オリンピックも含めて訪日外国人が伸びているというところで、これらに対応した取組みが求められていることを追記しております。

(5)「受動喫煙防止対策への対応」で、受動喫煙防止対策を業界全体の大きな取組課題の1つとなっておりますが、これに対して、国民の健康を守る、あるいは、受動喫煙の悪影響から守るというようにところに力点を置いた内容となっております、対策の強化と実効性が求められるということが追記させていただいております。

11ページの中段のところ、「税制及び融資の支援措置」について、これも他の業種の改正と同じような形で書かせていただいております。内容としてはほぼ変わりませんが、ただ、公庫に実施いただいている振興事業の内容を細かめというか、丁寧に書かせていただいております。振興事業促進支援融資制度の話とか、あるいは、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付などの積極的な活用が期待されるということを示させていただいております。

12ページのところ、これも他の書き方と合わせたところでございますが、「組合及び連合会に期待される役割」として、冒頭お話ししました公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に関する目的で、振興計画を策定することができること。また、組合員には地域の実情に応じて適切な振興計画を策定することが求められることを追記しております。

12ページの下の方のところでございます。営業許可申請等各種申請や届出、研修会、融資機関等の様々な機会を捉えまして、未加入事業者に対する情報提供を行うことや、活性化に向けた取組みを積極的に行うことが期待されると追記させていただいております。

13ページ目の国及び都道府県指導センターに期待される役割としては、同じく、国や都道府県に対して、営業許可申請の届出の等の機会に組合未加入者の営業者への情報提供や組合活動の活性化のための取組み等を求めるものとしてございます。

14ページへ行きまして、第四のコーナー。「興行場営業の振興の目的を達成するために必要な事項」として、15ページの下の方でございます。経営戦略や業務改善などを新たに追加する形でございます。基本は5年前と同じような下敷きではございますが、15ページのエのところ、「自館のコンセプト及び経営戦略の明確化」を書くとか、あるいは、17ページの(3)で、「並びに業務改善」「近年の省エネルギー及び節電の要請や」「施

設及び設備の改善並びに業務改善等を図るため、以下の取り組むことが期待される」ということで書かせていただいております。

この中で、17ページのシで、「生産性向上等を図るためのセミナー等への参加及び業務改善補助金等各種制度の活用」を追記してございます。

続きまして、18ページの「営業者に対する支援に関する事項」で、新たに書かせていただいたものとしては、「支援に当たっては、関係機関等が作成する、営業者の経営改善に役立つ手引や好事例集等を効果的に活用すること、及び関係機関が開催する生産性向上等を推進するセミナー等に関して組合員に対する参加の促進等必要な協力を行うことが期待される」というのを書かせていただいております。

(2)では、「ICTの活用に係るサポート等」を追記してございます。

19ページ目、(4)「経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項」の下線部のところで、最近情報アップされている創業の他に事業承継に関する話が大幅クローズアップされてきておまして。その事業承継における助言・相談の取組みの推進の期待に関する記述、あるいは、(5)「経営課題に即した相談支援に関する事項」として、営業者が直面する様々な経営課題に対して、経営特別相談員による経営指導事業の周知に努めることや、金融面からの支援等を追記してございます。

続きまして、20ページの(10)で、今お話ししました事業の承継及び後継者育成支援に関する事項ということで、ここは結構書いております。営業者の高齢化が急激に進んでいるため、円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例の経営知識や地域にある事業承継に関する相談機関及び最新の関連税制に関する情報提供、後継者育成支援の促進等の必要な体制の整備に努めることが期待されると、追記してございます。

20ページの「行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上」について、同じく、手引や好事例集を効果的に活用していただきたいという内容と、カのところで、生産性向上や業務改善の推進のためのセミナーの開催などを書いてございます。

同じく、「国及び都道府県等」の役割でも、好事例集の作成や更新・周知の内容が書いてございます。

22ページの第五のコーナーです。ここのコーナーは大幅整理をさせていただきまして、順番も少し変えさせていただいております。一番目のところが「少子高齢化社会への対応」ということで、高齢者、障害者のほかに一人暮らしの方への取組みの期待とか、あるいは、高齢者、障害者、子ども連れの利用者に配慮したバリアフリー対策の実施、あるいは、障害者差別解消法の規定に基づく合理的配慮のお願い、あるいは、子育て世帯や共稼ぎ世帯が働きやすい職場環境の整備などを追記させていただいております。

その他、日本公庫さんに期待される役割として、振興事業貸付等が積極的に活用されるように、引き続き制度の周知を図ること、を記述させていただいております。

続きまして、二のところの24ページから、「暴力団排除等への対応」を他の業界と並べて書かせていただいたことと、あとは、25ページ目の(6)(7)で、地域における事業

承継の推進や、地域、商店街活性化に資する組合活動事例の周知などを書いてございます。

25ページの三の省エネルギー対応として、省エネルギーへの啓発や人感センサー。あとは、日本公庫に期待される役割として、振興事業貸付等が積極的な活用の周知などを書かせていただいております。

26ページですけれども、これは受動喫煙防止とほぼ一緒ですが、禁煙等に対する対策として、新たに整備をさせていただきました。営業者に求められる役割として、禁煙専用室の設置や受動喫煙を防止する方針等々を書かせていただいております。

27ページの五ですが、「災害への対応と節電行動の徹底」で、昨今、今年も台風がかなり短い期間で来るなど、大きな災害が頻繁にやって来ているという背景もあり、災害に備えることが大事というところで、災害対応能力の維持向上、地域における防災訓練の実施や地域住民への支援、営業者全体による相互扶助と連携、地域コミュニティの復元などを追記してございます。

続きまして、28ページでございます。「最低賃金の引上げを踏まえた対応」として、最低賃金の上昇や業務改善助成金やキャリアアップ助成金制度の活用や助成金の支援に係る支援の周知や相談体制の整備など、新たに追記させていただきます。

最後、30ページですが、「働き方・休み方改革に向けた対応」として、長時間労働の是正、年休有給休暇の確実な取得や公正な待遇の確保、セミナーの周知などを書いてございます。こちら辺の書きぶりは、新たに昨年度より本コーナーを設けることにより、それに準じた書きぶりにしてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

今、御説明いただきました内容が、興行場営業についての振興指針の改正に関連する細かな内容ということになります。私たちにとって最も身近な楽しみの一つとも考えられます映画館、それに関連いたします事項について御説明いただきまして、一つ一つもっとも内容が書かれているかというようにも感じられますが、委員の皆様の御意見等ありましたらば、どうぞ、お手を挙げていただいて、よろしく願いいたします。

(松野委員着席)

○武井分科会長 今、松野委員がおいでになりました。

○松野委員 遅くなりました、申しわけありません。よろしく申し上げます。

○武井分科会長 今、資料2を説明いただきまして、これについて御意見を伺っているところです。

よろしく申し上げます。

○若月委員 主婦連合会の若月と申します。

スクリーンの話ですけれども、シネマコンプレックスは確かに都心部に沢山あって、どこに行こうかと迷うぐらいです。一方で、名画座みたいな昔からあって、それぞれ独自のプログラムをやっている小さい映画館もあって、頑張っているところは何とか頑張ってい

るという状況です。ただ、これは、首都圏で人が多いから成り立つのかなと思っているのですけれども、ここにうたわれていることは、地方でも同じように考えられるのでしょうか。例えば、地方でもシネマコンプレックスは沢山できていて、その人たちはシネコンへ行けば見たい映画を見られるという状況なのか。東京にいと、そのへんがよくわからないのですけれども、いかがでしょうか。

○大出委員 興行の大出と申します。よろしくお願ひいたします。

私、今回から参加させていただきまして、不慣れな点もあるかと思いますが、御了承ください。

今、若月委員がおっしゃられたように、地方と都心部、東京に限らず、大阪とか福岡、名古屋などは、非常にシネマコンプレックスが主流になってきているのですけれども、おっしゃられたとおり、地方に関しては、なかなか大型のショッピングモールがない場所もありますので、そういったところでは個人が経営される映画館が年々少しずつ減ってきているというような状況ではありまして。こちらの施策が全て都心部から地方の人口が減っている地域まで全て対応できるかということ、もしかしたら、難しいところはあるかもしれないです。

○武井分科会長 どうぞ。

○若月委員 そうしますと、時々、テレビなどでも、地方で頑張っている映画館のことを取り上げた番組があったりするのですけれども、すごく大変そうで、個人の頑張りに依存している感じがあります。ここにあるようないろいろなプログラムが用意されているということは、その方たちが、しかるべきところへ行けばそういう支援が得られるというふうに考えてもよろしいのですか。

○大出委員 自治体によっては、地域の活性ということで予算取りなどを行っている自治体もあるかもしれないのですけれども、それも自治体によってまちまちかなというところではありますね。

昔はフィルムというもので映画をつくっていたのですけれども、今はデジタル化されていまして、初期投資といえますか、そういったものもかさんでいったりとか、あとは、映画館もそのデジタルの機器がないと流せなかったりもしますので、昔と、状況は少し変わっているとは聞いております。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○大森委員 今の関連というか、こんなケースもありました。私らが子どものころに、無声映画などが、夏休みなどに公民館に回ってきて上映したりしましたよね。最近、地方で、公民館を回って、映画になじませるような活動をしている例を聞いたことがあります。これはおもしろいなと思いました。また、調べておきます。

○大出委員 いろいろなホールとか公民館で昔の映画を上映するというのも行ってはいまして。ただ、それでビジネスになるかという面ではなかなか難しく、公共的な取組と

して行っているところが多いかなというところがございます。

○武井分科会長 お願いいたします。

○市川委員 消費者協会の市川と申します。

たくさんの御説明ありがとうございました。

資料1の3ページの入場者数と映画の鑑賞の仕方というデータを興味深く見ました。今回、総務省のデータが書き込んでありまして、映画館以外での映画鑑賞をしている人たちが半数以上。映画館での映画鑑賞をされている方々が約3～4割ということで、これはもう時代の流れかなと感じざるを得ません。テレビも4K、8Kの世界に入ってきておりますので、映画館の方々がこれまでどおり同じような手法で頑張れば、右肩上がりに決して行くのではないというような方向も見えているのかなという気がしないでもないです。

そういう意味においては、もちろん切磋琢磨されていくでしょうけれども、全ての人たちが生き残っていかれるわけではなくて、いろいろな資源を集中して地域のためになる、そして、利用する方々のためになるというような方向をきちんと目指していかないといけないのではないのかなというようなことを感じました。

以上です。

○武井分科会長 ありがとうございます。

市川委員、今のは資料2になりますかね。

○市川委員 ごめんなさい。資料2ですね。失礼しました。資料2の3ページです。

○武井分科会長 資料2の3ページですね。ありがとうございました。

課長補佐、それでは、大出委員に御説明いただいて、また、全体の何か御意見が拝聴する、そういう手順でよろしゅうございますか。

○溝口課長補佐 はい。よろしくお願いいたします。

○武井分科会長 それでは、大出委員から資料3について御説明いただきまして、もう一度、また、全体のほうへ戻るといって御意見を拝聴いたします。

○大出委員 よろしくお願いいたします。

こちら、資料3でございますが、少し前の情報になってしましまして。ただ、基本的には傾向としては変わりはありませんので、このまま利用させていただいております。先日の意見交換会のときに使わせていただいたものを、今回も使わせていただいております。

まず、「業界（組合員）の経営資源の強み」で、今、市川委員もおっしゃられていましたが、劇場、映画館の努力という部分が非常に重要になってくるのですけれども、この黒丸の4つ目ですね。「作品への依存度が高い」というところで、映画館（箱）だけでは当然ビジネスにはならず、配給会社からの映画をかけて初めてお金になるという、なかなか難しいビジネスではあります。

今年度に関して言いますと、大体映画の産業は2200～2300億円ぐらいの市場ですけれども、今年の1～12月で、今のところの見込みでは、過去最高の興行収入が見込まれております。一番よかったのが2016年の2355億円だったのですけれども、今年は2500億円ぐらい

は行くのではないかなと見込まれています。ただ、それはヒットした映画が割と多かったからというところで、逆に、来年度は厳しいのではないかとということも今見込みとしてはあるような状況でございます。

それと、「業界（組合員）の経営資源の弱み」ですが、「設備産業の側面があり、多額の費用を要する」ということで、映写機や、映画館を新たに建てるのもなかなか多額の資金が必要になるということと、黒丸の3つ目、「中小の独立館の設備はシネコンと比べ相対的に古く、利用者満足度は低い」こちらはお金をかけにくい地方の映画館もこれに該当すると思われま。強みでもあり弱みでもあるのですけれども、「作品への依存度が高い」というところで、配給会社がヒットするような映画がなかった場合には、非常に映画館は厳しさを迫られるということになってきております。

項目3つ目「業界（組合員）を取り巻く環境」というところで、まず、平均の単価は上がり続けています。上がり続けている理由としては、実は今、映画だけではなくて、例えばコンサートの中継とかそういった映画以外のビジネスにも取り組んでいまして、通常、映画は1,800円とか1,900円ぐらいですけれども、3,500円とか、宝塚とかになると4,000円を超えたりとか、そういったイベントによって高い料金をいただいたりすることもありますので、単価はふえております。また、先日、増税に伴いまして、一部の映画館では料金を値上げしたりしているところもありまして、単価に関しては増加傾向でございます。

スクリーン数は、シネコンがふえていることによってふえ続けていまして、これも傾向としては変わりがない状況でございます。

ただ、映画館で映画をかけるということは非常にシンプルなのですけれども、裏を返せば、なかなかそれ以上のものが難しいというところで、3Dの映画もあるのですが、なかなかそれ以上のものもなく、今は、椅子が動いたりとか、スクリーンが横の壁面にも張ってあるとか、そういったマイナーチェンジのようなものは行っているのですが、映画館の箱の枠からはビジネスとしてはなかなか飛び出せていけないということが現状でございます。

4つ目の項目ですが、「業界（組合員）を取り巻く環境」ですが、「中小の独立館の閉館がとまらない」というところ。それから、「映画料は高どまり傾向にあり」というところで、例えば、飲食物の原材料のような形で、映画館も映画料と呼んでいるのですけれども、配給会社に原価のような形で払っておりまして、大体50～60%ぐらいを払っているというところで、映画館に残るのは40%ぐらいというところで、そこからいろいろな経費を割いているというところですが、この映画料はなかなか減らない状況ではあります。

それから、「従業員の不足」というところで、これに関しては、恐らく映画業界だけではなくて、ほかの業界にも当てはまるところだとは思いますが、あとは、時給も全国的に毎年毎年ふえていっていますし、そちらも経費を圧迫しているというところがございます。

あとは、最近の環境として、こちらには書いていないのですけれども、NetflixやAmazon

プライムとかAppleもそうですし、動画配信のビジネスが台頭してきております。今のところ、映画業界は微増だったり、右肩上がりに来ているのですけれども、時間の使い方といえますか、そういったものが、映画館ではなくて家庭にシフトしていった場合には脅威になるのかなというところで、今のところ捉えております。

裏面に移っていただきまして。「組合で策定する振興計画の作成に当たっての指導、振興計画の取組状況等の把握」というところで、こちらに関しては、私どもの興行組合は、シネコンの組合員様でしたり、あとは、地場の映画館の組合員様、どちらも組合員として入っていただいております。特にその指導や情報の共有に関しては差別化をせず、平等に御案内を行っております。シネコンのいいところ、個人館のいいところなどがあれば、皆さんで共有をしていただくというような場を設けております。

その下の「組合への支援事業の取組状況」では、他の業種さんでも行われていると思うのですけれども、「永年勤続、優良従業員表彰制度の推進」というところでしたり、あとは、いろいろな映画のイベントの紹介レポートの配布。

この自主規制指導員というのは、映画には映倫さんという自主的に年齢制限だったり、あとは、成人向けの作品なのかそうでないのかといったような、そういったものを判断する機関がございまして、その映倫の基準をしっかりと守るところでしたり、あとは、各都道府県の青少年保護育成条例にしっかりと則って営業をできているかということの指導を行っております。というところでは、地場の青少年の育成にも貢献できるように努めております。

「特に成果の上がった事業（取組）」というところだと、「利用者の利益擁護、サービスの提供方法に関する事業の定着」というところで、昔はなかったのですけれども、「夫婦50割引」。夫婦二人でござんいただくと、1人が1,100円や1,200円になるといったものでしたり、「シニア割引」「障害者割引」をお持ちの方もサービス値引き。それから、「映画サービスデー」毎月1日のサービスデー等の割引制度を行っております。

それから、バリアフリーの観点でも、最近では、スマホなどを利用して、スマホに字幕が出るようにしたりとか、イヤホンをかければ副音声の流れたりとか、あとは、聴覚障害の方が眼鏡をかけると、その眼鏡に字幕が映るというサービスも導入を行っております。

それから、「盗撮、違法ダウンロード防止に関する啓蒙活動」ということで、こちらも継続して行っております。昨今、外国人の観光客の方がふえると、本当に盗撮を悪いことだと思っていなくて、上映中に写真を撮ったりとかそういったこともふえていまして、そういったことに関する防止の啓蒙活動も行っております。

あとは、「経営の近代化、合理化に関する事業」ということで、ハリウッド、ヨーロッパなどの映画館の運営の状況はどういったことかということも積極的に調べて、組合員の皆様には周知を行っております。

以上が、意見交換会で御案内させていただいたことございまして、それ以外のところだと、映画館だけのサービスの差別化というところが難しいというところでは、接客サ

ービスの向上にも各映画館さんは取り組んでいらっしゃるということもお伺いしております。

あとは、来年はオリンピック・パラリンピックというところで、外国からインバウンドはあるかとは思いますが、映画館にとってプラスになる事業になるかというところはなかなか難しいとは思いますが、恐らく、パブリックビューイング、競技を映画館で流すとか、そういったビジネスチャンスもしっかりと逃さないように、各興行会社に取り組んでいるものと思われま。

以上が、興行場営業の現状でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

ただいま、資料3の表・裏を中心に、大出委員から御説明いただきました。

それでは、先ほどの資料1と2も含めまして、興行場営業につきまして、御意見・御質問等をお願いいたします。

お願いいたします。

○若月委員 これは東京でのことだと思うのですが、とにかくシネコンが今沢山できています。あっちにもこっちにもできているのですが、でも、大部分のところは割と同じようなプログラムをやっています。ある時期、同じものがざーっとどこでもかかっているという状況がほとんどで、もちろん映画館によっては何か特別なプログラムをこのスクリーンではやるというところもあるのですが、大概は同じ映画を同じようなタイミングで上映をスタート、終わる、という感じです。こんなに沢山のスクリーンは要るの？と思ったりもします。確かにスクリーン数が増えれば、あちこちから人が来やすいから、全体として売上は上がるのかなと思っているのですが。昼間行くと、もうシニア割引の独壇場で、かつ、席としてはそんなには埋まらない。これで大丈夫なのかなとちょっと心配なのですが、こんなに沢山のスクリーンが東京で要るかしらという疑問はいかがですか。やはり需要があるということなのでしょう。

○大出委員 まず、映画館は本当に土日や祝日が商売の基本でして、それ以外の日は、おっしゃっていただいたとおり、割と空いているところはあります。

今、同じような映画が流れているとおっしゃっていただいたのですが、映画館もビジネスとしてやっている部分も半分はありますので、そういったところで人気がある作品がいろいろな。シネコンというのは別の会社がやっているものなので、流れてしまうという現状はあるのかなというところではあるのと。

あとは、昔に比べると非常に機械化が進んでいまして、チケットの発券でしたり、あとは、昔は映写室という、映画をかける人間がいたのですが、その人間も、今は機械化がされていまして、そういった部分で、箱を開けてさえいれば、基本的には少人数でも回すことができるというところで、同じような作品が近い場所であっても、営業としては成り立っているという背景はあります。

○武井分科会長 お願いいたします。

○後藤委員 早稲田大学の後藤です。

先ほどの自主規制指導員のところの説明で、年齢制限とか青少年保護という問題が出てきたのですけれども、2022年の4月1日から、成年年齢が引き下げられますので、成年年齢が引き下げられたことによって、先ほどの年齢というところは影響が出るということなのではないでしょうか。

○大出委員 今、映画館に関係した部分でいきますと、まず時間的なところでいくと、地域によっては違うのですが、18歳未満の青少年は、23時以降に入ってはいけないというのが1つありまして。あとは、映画の内容自体に関しては、15歳未満が見てはいけないというものと、18歳未満が見てはいけないというものがありまして。映倫という機関との調整がちょっと必要になってくると思いますが、基本的には、それに合わせて年齢を下げるという形になるのではないかなと思っているのですけれども、まだ、今の時点では明確には答えてはいる状況です。

○後藤委員 成年年齢が20歳から18歳になるのですけれども、その20歳のところで何か線を引いているということは現状はあるのですか。

○大出委員 映画館に関しては、20歳の年齢で線を引いているものはないです。

○後藤委員 18歳が成年になると、自動的に今は18歳のところの線が下がるというようなことが考えられているとか、そういうようなことは現状はないということですか。

○大出委員 現状の中では、その議論はまだ挙がってない状況でございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

東京はいろいろ近くにたくさんのシネコンがあつて、いわゆる地方はショッピングセンターの中にあるというふうに見てよろしゅうございますのですかね。

○大出委員 そうですね。昔は、各駅前などにもあつたのですけれども、スクリーン数も2つとか3つとかというところと、あとは、住んでいる人も少しずつ減っているというところで、ロードサイドのショッピングモールに併設している映画館が、現在は主流になってきています。

○武井分科会長 いかがでしょうか。

お願いいたします。

○佐伯委員 これは、映画を上映する際の映画料がどんどん高どまりしているということですが、この40%というのは、その映画館によって、例えば、2,000円取れば、その2,000円の40%、1,000円取れば、その40%、もともと映画の本体を買うお金はそういうふうに決められているのですか。それとも、定額が何か。

○大出委員 パーセンテージです。

○佐伯委員 安くすれば、それだけ安い映画料で済むということですか。

○大出委員 そうですね。そのかわり、自分の手取りも安くなってしまうということです。

○佐伯委員 例えば、施設が老朽化してきていても、維持費がそんなにかからなくなって

きたような館が、とてもお安く営業をするとか、例えば、サブスクで定額料金制にしてしまって、お客様からいただく金額をとても低くした場合、映画料もすごく低く抑えられるみたいなことはあるのですか。

○大出委員 低くは抑えられますね。率は変わらないので。ただ、自分のところに残る残りもその分減ってしまうというところがあります。

○佐伯委員 例えば、館内、定額料金でどんな映画でも見放題みたいなことをすることは可能ですか。

そうすると、その料金は一体どの映画の料金だったかがわかりづらくなって。

○大出委員 そうなるので、もしかしたら現実的ではないかもしれないのですが、そこは配給会社が了承すれば、不可能ではないかとは思いますが。

○佐伯委員 小さな館だったら、例えば、その月に2本映画をやるけれども、どちらを見ていただいても定額でこの金額みたいなものを打ち出した場合、どっちを見ていただいたかわからないみたいなことになって。でも、按分で映画料を払えばいいのかどうかという。

○大出委員 交渉次第かとは思いますが、何を見たかが明らかになっていけば、問題はないかなとは思いますが。しっかりと割り振られれば、その比率によって払えば問題はないかと思えます。

○佐伯委員 もし、昼間空いている時間帯があるのであれば、昼間、そういうふう自由に見られるようなチケットがあってもおもしろいのかなとちょっと思ってお尋ねを。

○大出委員 そうですね。今、サブスクのサービスは非常に広まっていますので、そういった需要もあるかと思えますので、企業によってはそういう取組も今後進められていくかもしれないですね。ありがとうございます。

○山本委員 教えていただきたいことがあるのですが、取組が難しい事業のところ、共同購入というのがございますが、一体、何を共同して購入するのかなということを御教示いただければと思います。

○大出委員 こちらは恐らく理容さんや美容さんなどが行われていると思うのですが、研修施設だったり、そういったものを、映画館は割と特殊な業態ですので、ほかの業種の方と共同して何か施設を運営したりとか、取組を行ったりすることが難しいという意味で書かせていただいております。

○山本委員 先ほどの映画料の件との兼ね合いで言うと、複数の館で共同購入することで映画料の支払負担を低減できるというような、そういう可能性はございますでしょうか。

○大出委員 映画料は、本当に興行収入の何%というような形でかかってくるものなので、特に共同で購入をしたから安くなるものではないですね。本当に売上に対してのパーセンテージでかかってくるものになります。

○山本委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 どうぞ。

○若月委員 映画館の系列によって、一系列にしかかからない映画と、複数の系列にかか

るのとがあるのですけれども、そういうのは何か話し合いみたいなものがあるのですか。

○大出委員 そうですね。まず、映画をかけるに当たって、映画をつくっている製作、配給会社というところと、あとは、興行会社という映画館の会社がありまして。日本の場合は、例えば東宝とか東映とか、映画をつくっているところが映画館を運営しているというところもありまして。アメリカなどではそれは違法なのですけれども、日本は合法になっていまして。なので、自分のところでつくったものしかかけない場合もあれば、自分のところでつくったものをライバルの興行会社で流すというようなものもありまして、本当に多岐にわたっています。

○若月委員 では、海外のものも同じですか。例えば、ピカデリー系列ではかかるのだけど、東宝系列にはかからないとかというのは。

○大出委員 そういったものでも、小規模なものと、よくあります。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○春田委員 連合会の春田と申します。初めての参加ですので、よく分かっていないところがあるかもしれません。

今、年間の興行収入が約2,355億円ということで、好成績だというお話もありました。今後の興行収入の見込みと言いますか、これは作品への依存度が高いと話されておりましたが、今までもそうだったかもしれません。少し浮き沈みが激しい部分が、ひょっとしたらあるのかなと感じているところです。そういった今後の見込みみたいなものがあれば教えていただきたい。

また、取り巻く環境の3つ目の技術革新のところでは、体感型シアターに加え、いろいろな音響、映像の中で技術革新が結構進んできて、そういった設備が変わってきていると思います。映像に関しても様々な技術が革新していくと思いますが、今後、こういったふうに変っていく見込みがあるとの良い話でもあれば、少しお聞かせいただきたい。

さらには従業員の不足、人件費の増による経費圧迫という中で、とりわけ技術革新でも、よく言われるAI（人工知能）とか、人手不足と人件費の増に関するところで、映画館の自動化みたいな取組みで少し考えていることがあれば、お聞かせいただければと思います。

○大出委員 まず売上に関してですけれども、大体2200～2300億円をここ数年、安定していると言いますか、その辺りを推移をしまして。今年に関しては、恐らく2500億円ぐらい行くと思われるのですが、来年以降は、また、2300億円から2400億円ぐらいを推移するのではないかなという見込みになっておりまして。こちらに関しては、特に、先ほどもNetflixなどの動画配信サイトなどの影響も受けないというふうに見込まれてはいます。

一方で、興行とはちょっと離れてしまうのですが、映像のレンタルのサービスとか、あとは、DVDのセルのビジネスに関しては非常に右肩下がりな厳しい状況というのは耳に入っているのですけれども、映画館、興行に関しては、今のところ、2200～2300億円、2400億円で今後推移をしていくのではないかなと見込んでおります。

技術的なところでいきますと、箱の仕様は変わらないのですけれども、専門的な用語になってしまいますが、皆さんもお伺いになったことがあるかもしれないのですけれども、IMAXと呼んでいるような大きなスクリーンとか、あとは、より映画館の中が暗くなるような映画館、没入感が増すような映画の技術なども今は進んでいますが、ただ、革新的な変化は今はないというところで、フィルムからデジタルになったというところは大きな変換点だったのですけれども、それ以上の変換点はなかなかない状況でございます。

最後の人件費の削減の取組ということですが、まず、映写が、フィルムからデジタルになったことで、映写技師なども今はいなくなってしまうと、オートメーション化されているというところと、昔は、チケットなども手で販売していたと思うのですが、インターネットで今はお客様が座席を選んでいただいたり、映画館に来て、機械をタッチして購入したりというところ、人員を減らしているというところがあるのと。

あとは、飲食の売店などでも、今までは現金でやりとりをしていたのですが、今はキャッシュレス専用のレジをつくったりとか、現金のやりとりをする際も、お客様側にお金を入れるところがあって、従業員は商品を提供するだけで、お客様との金銭のやりとりはしないとか、そういったお客様といろいろな触れ合う場所に機械が導入されているというところは、各劇場進めているようです。

以上でございます。

○武井分科会長 活発な御議論ありがとうございました。

後藤先生よろしく申し上げます。

○後藤委員 事務局にお尋ねしたいのですけれども、興行場営業振興指針改定素案の新旧対照表ですけれども、「営業者」というのと「事業者」という言葉の使い分けがどうなっているのかなというのが少し気になりまして。今回の改正で、最初に（以下、「営業者」という。）と書いてありまして、第一の一のところでは、「興行場営業の事業者の動向」となっておりまして、「事業者」という言葉はほとんど使われてなくて、大体「営業者」という言葉が使われているのですけれども、29ページの4の（1）のところは、「事業者向け講習会等の機会を」ということで、ここは「事業者」という言葉が使われているのですけれども、営業者と事業者というのを意識的に分けているのか。分けていないとすると、事業者というふうに言う必要があるのか。そのへんについて、特に、第一の一のところは、「興行場営業は、」というのが主語になっていることから、内容として、「興行場営業の動向」ということでも構わないような気もするのですけれども、いずれにしても、「事業者」という言葉が、きちんと見てないのですけれども、わずかに2カ所しか出てこないで、言葉の使い分け方について教えていただきたいのです。

○溝口課長補佐 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。

「営業者」と「事業者」を何か法律上の話とか、平仄みたいな話で書き分けというのはしてありませんが、どちらかという、平仄を合わせたほうが読みやすいかなというところもありますので、「営業者」という形で整理する形がいいかなと思いますので、次回の

御提案の際に、「営業者」という形で整理したいと思います。

○後藤委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 それでは、振興指針の改正は、きょうはもう一つ、旅館業について御審議いただきたいと思いますので、それでは、溝口課長補佐から資料4について御説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き、事務局から説明させていただきます。

「旅館業振興指針改正素案」資料4でございます。同じような形での御説明になりますが、第一「旅館業を取り巻く環境」として、1ページ目のところ、先ほど御説明させていただきました、旅館に関しまして、旅館とホテルという形でデータが出ております。その前に、旅館の方は、件数・客室とも減で、ホテルの方はともに伸びているという傾向が見えてございます。

次に2ページ目の経営上の課題としては、店舗施設の狭隘・老朽化が最も多くなっております。これは公庫よりデータ協力いただいておりますが、従業員の確保難、顧客数の減少というのが続いてございます。

同じく、従業員の過不足感としては、「適正」と受けとめられている方が3割強、一方、「不足」が6割ということで、ここでも、特に人手不足を感じているのかなというところでございます。

また、外国人利用客の有無につきましては、昨今のインバウンドをかなり反映しておりまして、「ある」というところが8割、「全くない」というところは1割6分ということで、やはり外国人観光客の受入れとか、あるいは、「積極的に受け入れていきたい」というところが36%、「受け入れてもよい」というところ42.6%というところで、外国人の方々の利用は基本的には歓迎している傾向を感じがとれます。

二の「消費動向」ですが、同じく、宿泊料については微増、一方、国内パック料金については2,300円の減という数字が出てございます。また、平成30年の延べ宿泊数は5億3800万人泊ですが、対前年度比5.6%、そのうち、外国人の方が約9400万人ということで、大幅な伸びを示しているというところ。あと、国籍では、第1位は中国、第2位が台湾、第3位が韓国ということで、近隣の東アジアの国からの人気が高いという観光庁のデータをいただいております。

これに呼応した形でございますが、「営業者の考える今後の経営方針」は、接客サービスの充実、広告・宣伝の強化、施設・設備の改装などが、あとは、食事メニューの工夫という形で、上位に挙げられてございます。これも先程と同じく、前回の指針との見比べという形で書き加えさせていただいております。

第二のところは、データの更新が中心ですので、これは最終の1月8日にお示しをさせていただきたいと思います。

続きまして、6ページの「旅館業の振興に関する目標」でございまして、ここで、今回、新旧として書いているのが10ページでございます。元々高齢者及び障害者への配慮という

形で5年前から書いておりましたが、それに、さらに、子育て世帯への配慮というところで、これをさらに加えて、さらに、ほかの指針に内容を合わせる形で書き直しております。今、高齢化が進展する中で、シニア層向けサービスの提供とか、地域社会が抱える問題解決や地域経済の活性化にも貢献するものであるということ。あとは、バリアフリーに関する内容やソフト・ハード面におけるあるいはユニバーサルデザインの取組などが求められているところを書いてございます。

あとは、同じく、省エネルギーへの対応としては、10ページの下の(3)ですが、節電などの省エネルギーによる経営の合理化、コスト減、地球環境に配慮した内容を追記してございます。

11ページですが、やや厚めに書いておりますが、訪日外国人あるいは在留外国人への配慮というところで、平成30年の訪日旅行者が3000万人突破しまして、インバウンド需要が5年前と比較して約3倍に増え、今後も増えていくだろうというところの伸びが見込まれるところでございます。

東京オリンピック・パラリンピックを来年迎えることでも、さらに伸びていくだろうということ。それに合わせた形での取組の充実が必要になってくるというところを書いてございます。

既に、外国の方が多くいらっしゃるということとか、あるいは、今後、受け入れたいというようなお話も多数データ上も出ております。それに加えて、旅館業においても、既にいろいろ対応されておりますが、外国語表記の充実に加えて、外国人とのコミュニケーション能力の向上、従業員さんの方が直接コミュニケーションする力とか、あるいは、キャッシュレス決済の導入、あるいは、ハラールとかビーガンのような、宗教上の理由により特定の食材を忌避する必要のあるケースに配慮するなど、外国人が入りやすい店づくりを求められていることを書いてございます。インターネット経由での観光情報の入手を容易にして、外国人の方の利便性を向上させられるためのLAN関係の環境整備が期待されるというのを追記してございます。

(5)は、同じく、受動喫煙防止対策として、国民や労働者に対するたばこからの受動喫煙防止の役割の強化を同じような書きぶりで書いております。

また、これは解消しておりませんが、旅館業あるいは飲食業の特徴として、生活習慣病予防等を目的とした宿泊型の保健指導プログラムの活用などもそのまま残してございます。

(6)は、平仄を変えた感じになりますが、メニュー表示の食品表示に関する対応として、恐らく、これは5年前は食品の産地偽装などの影響があったかと思いますが、景品表示法の二度にわたる改正とか、あるいは、食品表示に関する内容について、コンプライアンスの強化が求められていること、アレルギー食の話なども引き続き書いてございます。

(7)で、インターネットの活用について、インターネットの活用は外国人宿泊者の獲得にも有効であることとか、キャンセル対策などの内容についても引き続き書いてござい

ます。

13ページの(8)「耐震改修の促進と災害時の被災者の受入れ等」でございます。

3の「税制及び融資の支援措置」で、これは先程興行場営業のところでお話しさせていただいた内容と同じでございます。具体的なメニューの御紹介、振興事業促進支援融資制度とか、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の活用などの期待を書いております。

14ページの三「関係機関に期待される役割」として、これも、同じく、組合に対する地域の実情に応じて適切な振興計画の策定を求めていることや、15ページの2、都道府県等、指導センター及び日本公庫に期待される役割として、申請や届出、研修会の機会などを利用して、組合未加入者に対しての情報提供や組合活動の活性化への取組を積極的に行うことが期待されることを書いてございます。

16ページの第四コーナーでございます。「旅館業の振興の目標を達成するための必要な事項」として、以下、ほとんど5年前と同じような書きぶりを踏襲させていただいておりますが、その中で、先程の興行場営業と同じく、経営戦略とか業務効率化も新たに書き加えてございます。19ページでございます。施設のコンセプト及び経営戦略の明確化や、21ページで、健康志向という新たな概念もございまして、イの①「安全な食材を使用し健康志向に対応したメニューの提供」、それから、少し戻りますが、20ページの一番下の⑬「経営手法・熟練技術の効率的な伝承」や「外国語表示の推進」などを追記してございます。

22ページですが、施設及び設備の改善並びに業務改善等というところで、新たに、ここらへんの記述を充実させておまして、省エネルギー対応の冷凍冷蔵設備や空調設備、あるいは、節電に資する人感センサーやLEDの導入、あるいは、キのところ、セミナー等への参加及び業務改善助成金等の活用などを新たに追記してございます。

続きまして、24ページでございます。二「営業者に対する支援に関する事項」で、これも先ほどの興行場営業と同じような書きぶりでございますが、支援に当たっては、関係機関が作成する営業者の経営改善に役立つ手引や好事例集の効果的な活用や生産性向上推進のためのセミナーの参加促進などを書いてございます。

25ページは、同じく、ICTの活用に関するサポート等を充実することを書いてございます。

続きまして、26ページでございます。経営マネジメントの合理化及び効率化ということで、これも先ほどの内容と同じく、創業とか事業承継における助言・相談の取組が、昨今は充実を図るべきとのお話もいただいておりますので、そのような書きぶりで書いてございます。

(5)は、「経営課題に即した相談支援に関する事項」ということで、経営特別相談員による経営指導等の事業の周知なども新たに書いてございます。

続きまして、27ページでございます。同じような形ですが、事業の承継及び後継者育成支援というところで、各地域にある事業承継に関する相談機関及び最新の関連税制の情報提供などを追記してございます。

あとは、昨年度の整理で、旅館業は食品関係を扱っているということで、飲食業と同じような書きぶりになっておりまして、食品関連情報の提供や行政施策に関する事項ということで、新たに、食に関する最新の情報や行政施策の動向等についても、組合員に適切な情報提供を図るとともに、行政施策に関する指導及び支援に努めることを期待されるということも新たに追記させていただいております。

続きまして、27ページから28ページでございます。これも同じく、行政施策及び政策金融における利用者の信用の向上ということで、手引とか好事例集の効果的な活用等を追記したり、あるいは生産性向上や業務改善を推進するためのセミナー等の開催を追記してございます。

29ページの第五のコーナー。「営業の振興に際し配慮すべき事項」で、ここは最初の見出しでいろいろな新しい内容を書き連ねております。例えば、食品循環資源の再利用。昨今は、リサイクルだけでなく、食品ロスの削減とか、そういうようなものも念頭に入れた内容であることと、あとは、受動喫煙防止のお話、地域との共生、災害、賃上げの関係、最低賃金引き上げの話や働き方・休み方改革といったことについて、最初の吹き出しのコーナーで書いてございます。

29ページから30ページ、食育に関する内容について、食育基本法ができるなど、食の安全、あるいは健康志向という観点でも関心が高まっているところでございまして、以下の内容について取組みに努めることを期待されるということで整理をさせていただいております。

続きまして、30ページの二の「少子高齢化社会等への対応」として、これも同じような書きぶりですが、高齢者、障害者、一人暮らしの方が、地域社会で安全かつ充実した生活を営むことができるように、積極的な取組みに努めることを期待するというのを新たに書きまして。そこで、高齢者や障害者や子ども連れの顧客等に配慮したバリアフリー関係、あるいは、障害者差別解消法に基づく合理的配慮。子育て世帯と働き方世帯の方々が働きやすい職場環境の整備等を書いてございます。

31ページの「地域との共生」として、地域コミュニティの再生及び強化というところで、新たに（6）のところ、災害対応能力及び危機管理能力の維持向上や、32ページに行ってくださいまして、事業継承の推進、承継マッチング支援や地域、商店街活性化に資する組合活動の事例の周知などを書いてございます。

32ページ、これも新しく整理をさせていただいたところですが、環境の保全、省エネルギーの強化及び食品循環資源の関係というところで、（5）の食品循環再利用及び食品廃棄物等の発生の抑制及び減量や省エネへの啓発を書いてございます。

33ページですが、「禁煙等に関する対策」として、先程お話した受動喫煙防止の関係と、あと、アルコールを提供するというところで、飲酒運転の根絶に向けた必要な措置やアルコール依存症やアルコールに関する障害の関係のアルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒の誘因の防止等を書いてございます。

その他、「組合及び連合会に期待される役割」として、以下のような内容になります。

「国及び都道府県等の役割」としては、受動喫煙防止対策に関する予算措置や金融措置の情報提供等を書いています。

34ページです。これも先ほどと同じような書きぶりですが、六「災害への対応と節電行動の徹底」ということで、（１）防災対策の実施や防災対応能力の維持向上や防災訓練、（４）地域住民への支援等が書いてございます。

あとは、「組合及び連合会に期待される役割」としては、地域住民へのボランティアに関する呼びかけなどを、新たに追記してございます。

36ページ、「最低賃金の引上げを踏まえた対応」としては、先ほど触れられましたとおり、最低賃金の遵守あるいは助成金及びキャリアアップ助成金制度の活用等が書いてございます。また、関係機関との連携によるセミナー等の開催なども書いてございます。

37ページ、「働き方・休み方改革に向けた対応」として、同じく、長時間労働の是正や年休の確実な取得。あとは、雇用形態・就業形態に関わらない公正な待遇の確保などを書いてございます。

最後、38ページですが、都道府県指導センター等の役割としては、セミナー等の周知を図る。国及び都道府県の役割として、制度の周知や研修会の周知などを書いてございます。

最後に、「日本公庫に期待される役割」としては、必要な融資につきまして、制度の周知を図るところで、新たに追記した形で、今回、提案させていただいております。

以上です。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

きょうは、意見聴取人として、清澤専務理事に御待機いただいておりますので、資料5につきまして御説明をいただいて、その後、皆様方の御意見等を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○清澤意見聴取人 ただいま御紹介をいただきました清澤でございます。日ごろは、旅館業界が大変お世話になっております。ありがとうございます。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず「業界の経営資源の強み」でございます。私ども旅館業界ということで、組合員さままざま従業員に対して接遇及びサービスについての教育徹底をしております。

また、業界内ではございますが、国家試験ではございませんが、「おもてなし検定」というものを設けておりまして、接遇ですね、これについて、初級・中級・上級という3ランクに分けております。これについては、私どもの多田会長、こちらの多田委員にも「おもてなし検定」の委員となっております。

また、私ども旅館業の場合は、日本の伝統文化、歴史、文化の伝承館ということでございまして、お見えになる方に、温泉の文化、畳の文化、日本料理の文化、あとは和服を着て、一人一人お客様におもてなしを持ったサービスをさせていただいているところでございます。

「業界の経営資源の弱み」でございます。旅館業界の場合は、もう皆様御存知のように、建物自体が商品となっております。そんなところから装置産業でございますので、設備投資と増改築に恒常的にコストが必要となっているところでございます。

人材不足。これはどの業界でもそうでしょうが、特に宿泊業の場合は若い労働者の不足、また、定着率の低さが目立っております。どうしても旅館業の場合は、例えば朝6時に出て10時に一回上がって中休みで、また、3時から入込という、こういうケースもございます。ただ、大手の旅館さんなどへ行くと、ローテーションを組んでいるように聞いております。若い労働者の定着率はなかなか悪くなっております。

季節や曜日による繁閑期が大きいということでございます。皆様御存知のように、旅行に行くとなると、どうしても年末から年始が第一番目です。4月から5月のゴールデンウィーク、また、8～9月の夏休み、9～10月の紅葉の時期という、ある程度限られた時期と重なってなっております。

また、昨年今年のように、そんな中で、夏休みの8月に自然災害が来た場合には、宿泊業界も、各お宿ごとに宿泊約款というキャンセルポリシーがございます。これは、交通がストップしたりして、なかなかキャンセル料は取れないところから、去年、今年と、相当厳しい経営環境になっていると聞いております。

また、私どもの組合は、現在、1万5398施設ございます。そんな中で、いわゆる中小宿初施設50施設ございますが、73%でございます。どうしても大・中・小とお宿が分かれておりますので、施策を出す上においても、トータル的な施策がなかなか打ち出しにくい状況となっております。

また、「業界を取り巻く環境」でございます。先ほど厚生労働省様から御報告があったように、訪日外国人が平成30年度3,100万人を突破したところでございます。また、日本人旅行者の増加も見込まれております。また、ラグビーのワールドカップ、東京オリンピック開催の機運に向けて高揚ということで訪日外国人が多くなっているところでございますが、しかしながら、国際的な問題があった場合に、ここで韓国人が第3位となっておりますが、昨年同時期の60%減と聞き及んでおります。訪日外国人を期待しなければいけないのですが、国際問題が大きくなった場合にはそういう状況下にあるということでございます。

また、「業界を取り巻く環境」でございます。ポツ1とポツ2は重複しております。昨年の6月15日に住宅宿泊事業法が施行されました。これによって一般の住宅が宿泊業もできるということになっております。これについては、やりたいなと思った施設が届出だけで済むようになっております。旅館業法にはこれは一切かかっておりません。私どもはこれにつきまして、戦い、挑戦として、地域の安心・安全という観点から全国で相当反対運動をしたところでございます。地域の安心・安全というのは、ごみ出しの問題、騒音の問題、火災の問題等々ですね。また、家主がいる場合、家主がいない場合、この2つございます。特に家主が不在の場合は、これは全くの空間の状況でございます。

それで、私どもの職員が先々週札幌に民泊に宿泊をしてきました。そうしたところ、鍵の受け渡しはあるのですが、往々にして鍵がロックしてありまして、そのロック番号を事前にメールで送ってくるそうです。そのロックを押すと部屋が開いて使用したところ、衛生管理上ちょっと問題があったことを聞いております。また、インターネットで申し込んだ際には、2,500円という表示で申し込んだのですが、実際には、シーツ代が3,000円、清掃代が1,500円ということで、行って、また、その金額がわかるということで、ちょっと話が脱落して申しわけございません。そんなところで、小規模施設、私どもの組合員、住宅宿泊事業者の影響を相当受けているやに聞いております。

また、東京オリンピックを控えての過剰なホテルの建設でございます。2020年8月オリンピックの閉会后、そうしたホテルが満室にならなければダumpingというものをしてくると思われま。そうすると、地域の施設もそれに伴ってダumpingしなければなりません。余りにも過剰な新設のホテルについては、私どもはいかなものかということでございます。

また、4ポツでございますが、「改正耐震改修促進法による耐震診断結果公表後の影響」でございます。5,000㎡の不特定多数の利用者が利用する施設について耐震診断をしなければなりません。その場合、耐震診断は義務でございます、これは公表されます。耐震診断でもしだめな場合は耐震の改築をしなければなりません。その耐震改修工事は努力義務だということで国土交通省から指導が来ております。しかしながら、装置産業で設備投資等多くかかっております。そんなところで、日本政策公庫さんで融資をつけていただいておりますが、5億6億とかかる資金でございます。これについての資金の入手ですね。こちらへんが組合員の方が今問題となっているところでございます。

続きまして、「振興指針に定められた事業の取組状況等」でございます。

「組合で策定する振興計画の作成に当たっての指導・振興計画の取組状況等の把握」でございます。私どもは連合会として、各都道府県組合に私どものいい事業ということで、昨年度は災害対応マニュアル、HACCP衛生管理手引、これは厚生労働省の御指導のもと作成をしたところでございますが、各都道府県組合には、47都道府県組合で事務局でストップしてはいけないので、組合員を集めてその説明会を開催しなさいということでとり行っております。

また、「組合への支援事業の取組状況」でございます、これも厚生労働省さんの御理解・御協力を得ながら、「旅館・ホテル向け災害対応マニュアル」、また、「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」を組合員数分作成して配付をしているところでございます。

また、これも厚生労働省さんの後援をいただきながら、昨年度第23回「人に優しい地域の宿づくり賞」ということで、各地域で私どもの組合員または個人の旅館で、地元の方や高齢者の方、こういった方を受け入れる事業をしたところにおいて、私どもへ応募があつて、とり行っているところでございます。

また、お宿の場合、宿泊者の方に安心・安全というところで旅館賠償責任保険のあっせんをしているところがございます。

「特に成果の上がった事業」でございまして、平成30年6月13日に食品衛生法の一部改正により、製造・加工・調理・販売等を行う全ての食品事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理が制度化されることになりました。つきましては、私どもは、厚生労働省さんの御指導また公益社団法人日本食品衛生協会の協力を得ながら、1万5638人にこの冊子を配ったところがございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料4と5につきまして、御意見・御質問あるいは補足等があれば、よろしくお願いいたします。

お願いします。

○櫻田委員 サービス連合の櫻田でございます。

まずは質問が1点と、それ以外に意見も申し上げたいと思います。

まず質問ですけれども、旅館業法の改正があって、その後、ホテル営業と旅館営業の種別が統合したと思います。今回、資料4の1ページの「旅館業を取り巻く状況」になりますが、旅館の件数に関して記載がございます。ホテル・旅館それぞれで分けた記載があるのですけれども、平成30年度からは、ホテルと旅館が統合した件数が出ていると思います。今回振興指針改正素案では、平成29年度の数値ということで記載がされていますが、今後も分けた件数を採っていくという方向性なのであれば、指針ではどういった指標を活用するのか、何か方向性があれば教えていただきたいと思っています。

それ以外には意見になりますけれども、2ページの経営上の問題というところで、「従業員の確保難」が36.4%と、大変大きな割合を占めております。おもてなしの心とか、そういった利用者の満足について言えば、従業員の人手不足ということでは、なかなか担保できないのではないかと考えております。人手不足感も、不足しているところが6割を占めており、実際の数値も出ているので、大変重要と思っています。そのためには、労働条件・労働環境の整備が必要になってくると思っています。長時間労働の是正とか、休み方も、振興指針改正素案の中に入っていますけれども、強化が必要なのではないかと思えます。賃金に関しても、最低賃金の仕組みで力を入れてやっていかなくてはいけないのだろうと思っています。

利用者に対しては、10ページの(2)の「高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」という項目がありますが、文章には子育て世帯等への配慮について記載が何もないのかな、と思ったところです。

受動喫煙が、いろいろな項目に出てまいりますけれども、利用者だけでなく労働者、働く側のケアも必要なのではないかと思えます。27ページに「定期健康診断の実施等を含む」が振興指針開始素案の中に括弧づけで記載されていますが、参考資料4の17ページ(9)

健康診断の実施状況を見ますと、「実施なし」が31.3%ということで、割合としては高く、改めて強化をしていかななくてはいけないのではないかと思ったところです。

34ページの六「災害への対応と節電行動の徹底」ですけれども、旅館業では、一時避難の受入れも地域で求められるところだと思います。受入れの際には、医療機器等を付けた方もいらっしゃるし、件数がどれぐらいかは何とも言えないところですが、そういった場合には電源が必要になります。自家発電の装置を備えたところはよろしいと思いますが、備えがないところも、まだたくさんあるのだと思います。電源装置の導入とかに対しては、例えば補助金を設けるとかの取組みも必要なのではないかと思えますし、被災者側の観点も、よろしければ入れていただけないかというところです。

済みません、長くなりましたが、以上でございます。

○武井分科会長 お答えいただける範囲でお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

どうも御指摘ありがとうございます。

まず冒頭の旅館・ホテルのデータですけれども、今、先生がお話しのとおり、「衛生行政報告例」というデータがございます。そこで事実関係を申しますと、平成30年旅館ホテル法が施行されたのに伴いまして、旅館とホテルは一体的な形のデータ取得になってございます。今ここで何か、というのは申し上げるものはないのですけれども、ちょっと問題意識としていただいて、中で何かできることがあるかどうかも含めて検討をしたいと思えます。

ほかの業種と合わせる形の並びでございますが、より厚くするというところでは、お話のとおり、子育て世帯のお話とか、あるいは受動喫煙の中でも、お客様目線ではなくて、働く従業員の方、労働者の目線も確かに必要なところ、そこも少し相談しながら、また、書かせていただければと思います。

健康診断のお話と同じような内容かということ。あと、医療機器、特に災害に関しましては、旅館業の方に非常に尽力をいただきまして、いろいろな内部障害の方とか、あるいは身体あるいは治療用電源が要るような人工酸素をしている人とかそういう方もいると思いますので、施設として電源が要るのと、あと、個人として要ることもあると思うのですが、自治体とかそういうところも絡んでくる話かなと思いますので、補助金の仕組みがあるかどうかというのはすぐには分からないですが、一応そういうような人に対する災害をケアするという側面が強いので、そういうところの書きぶりも少し御相談したいと思えます。

ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○山本委員 質問が1点と、あと感想というかコメントが1点でございます。

まず3ページ目ですね。平成23年からの国内旅行の動向という一段落でございます。前回

の指針と全く同じですが、何か新しいデータがあるのでしょうかというのが、まず質問としての一点。

もう一点が、12ページのインターネットの活用についてでございます。宿泊予約サイトの活用が求められると。実際、予約サイトを通じていろいろな旅行の手配をするということは多ございますけれども、一方では、楽天トラベルの例みたいに、大きなプラットフォームのところに登録をしておかないとなかなかお客さんが集まらない。一方で、そちらのほうからは登録したければ、ほかのサイトよりも有利な条件でと、優越的地位の濫用にも当たるような要求がされると聞いております。これは個別の施設ではなかなか対抗できない問題だと思いますので、こういうものについては、業界を挙げてというか、団体として御対応をいただくのがよろしいのではないかなという感想でございます。

以上です。

○武井分科会長 お願いします。

○溝口課長補佐 ありがとうございます。事務局でございます。

今、先生からお話しいただいたこのデータに関して、今のこの時点でちょっと確認ができていませんので、というところで、新たに5年残すかあるいは削除するかも含めて、保留のような形で今載せさせていただいております。

インターネットの関係は、振興計画の中に細々と書くのもなかなか難しいのですけれども、そこは御意見としていただきまして、我々、業界の振興とかも司っておりますので、そこら辺の話もいただいた上での書きぶりにしようかと思っております。

○武井分科会長 ありがとうございます。

多田委員よろしく申し上げます。

○多田委員 済みません、委員もやっているんで、業界の代表ということでちょっとだけ補足をひっくるめてお話をしたいと思っております。

特に興味をお示しの災害に関しまして、実はこんなに多く起こるのかというぐらい昨今起こってまいりました。政府も本当に躍起になってやっていただくのですが、対応に追いつかないというところの中で、並行して、我々の仲間が知恵を絞って、3.11のときに実は、大変な数の引き受けをいたしました。私の前の前の会長だったのですが、彼も現行でも出向しておりますけれども、そこからの発想というか基盤の整備ということで、要は、緊急にプレハブを建てて被災者を受け入れる作業を皆さん行政やられますけれども、とても労力がかかります。時間もない中で場所も決めなければいけない。

そんなときに我々が手を挙げれば、どうせ災害が起こったわけでございますのでお客さんは来るわけではないので、客室は何とか確保できるといういろいろなマッチングができるのではないかとというところの発想を整備して行って、各県の首長さんと今現在災害協定を結んでおります。厚労省さん等いろいろな官公庁さんからもリクエストが出て、要介護とかいう方の一札を入れた形でプラスして強化した協定をとりつけている最中でございます。何とか年内にほぼ十中八九の全国で協定がとり行われるようにしたいということ

今進めているところです。地域の社会に役に立つ業界でありたいという願いのあらわれです。

それから、もう一つは、食品衛生法が変わりまして、来年のオリンピック開催に向かって、これもまた厚労省さんから大変ハードルの高い話だったのですけれども、HACCPという一つのレベルの高い食品管理の思想を取り込んだ形で皆さん方やってくれないかということで、1年間右往左往しながら、先ほどうちの専務理事がお示ししましたけれども、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理ということでの集大成ができ上がって、これは紙に書いただけではなかなかできないので、相当なエネルギーを使って、今、県によって濃淡はあるのですが、実際の調理師を相手に講習会をやっております。できないと困りますので、これは我々の業界だけでなく、食品関係の皆さん方にも関わっている問題だと思いますけれども、何か一つ事が起きると、経験上の話ですけれども、旅館が出す食品事故は大きいものですから、地方のニュースにどんと出てしまっただけで業界の悪いイメージになるということでは、安全・安心を担保する意味合いでは必死にやっているところです。

それから、もう一点、支援の事業に則りました「人に優しい地域の宿づくり賞」は、いろいろな意味合いで高齢者のみの対象ではなくて、実はいろいろな意味合いでの地域を元気にしていくことに関わる地域的な動きもひっくるめまして、個人の旅館だけもありますけれども、組合単位とかそういう形で、その観光一遍ではなく全体的に活動を表彰しようという大きな目的がございます。大臣表彰という名誉なこともつけていただいて、これで、全国大会で披露してはやっておるわけですけれども、23回という長きにわたって組合員の励みという形になっているわけでございます。

そういったことであるのですけれども、私も一番頭が痛かったのが住宅宿泊事業法というまるっきり旅館業法ではない領域で、宿泊という同じ商売をやってしまったという枠組みができました。これは政府が推進するエコノミーシェアリングという一つの形もありまして、私どもは反対するわけではないのですが、法律のたてつけがちょっと不備な点があったので、いろいろと物を申し上げて、ある程度営業日数、その他、現在も、表示の方法、消防署、警察、いろいろな形で地域の皆さんに御迷惑をかけないような連携がとれているかどうかということで、一度札幌のほうに行きまして、実態調査を行ったところでございます。

書いて押さえたことと、それから、実態がなかなかうまく回ってない部分もございまして、登録しているところはまだ実際は私どもも見えますからいいのですが、怖いのは、要するに、不法の民泊でございます。これが大都市で非常に横行しているという話は既に情報として入っている中をどうやって取り締まったらいいか。これも今後の課題になっていくと思いますので、ぜひ、指針でそういった部分に関して、ただ、法律のたてつけが全然違うところで決まっている問題なので、これをどこで話すのだよという問題も若干悩ましいところがあるのですけれども、我々に関わっては、70%近い小規模という本当に小さな宿屋さんが実は圧迫を受けていくだろうなど。これは地方はいいのですけれども、大都市

で圧迫を受けてしまう。したがって、お気づきのように、駅前の旅館というような、一生懸命何代もやってきたところが、今、東京であるかということ、ほとんど壊滅状態、なくなっていました。そういった文化と言える、我々の冒頭に書いた、「宿泊」という文化ですね。日本独特の日本しかない旅館という一つのスタイルが、外国人から最近リピーターの中から起こってくる、温泉を軸にした旅館とそうでない旅館がございますけれども、非常に高い評価を受けているのも事実でございますので、ここは何とか文化を絶やさないように我々も頑張っていきたいということではお願いしているところでございます。

以上です。

○武井分科会長 ありがとうございます。

終了の予定の時刻をちょっと過ぎておりますが、最後に一点だけという方。お二人いらっしゃいますね。

それでは、市川さん。

○市川委員 ありがとうございます。市川です。

喫煙に関する言葉の表現について、感想と要望を述べたいと思います。

振興指針の改正についてとか、それから、この改正案全体を通して、「受動喫煙防止」という表現と「禁煙等に関する対策」という表現が使い分けられているとっております。今回議論している興行場営業、旅館業、いずれもたくさんの人たちが利用する場所ですので、原則として禁煙対策を進めていくのだという姿勢がちょっと腰が引けているように思えるのですね。「受動喫煙防止対策」という言葉を読んだときに、あれ、禁煙じゃなくて受動喫煙防止でいいのですかという、そういう思いが拭えないのです。

この書きぶり一つですけれども、一般的に多くの国民は禁煙対策を望んでいるのだということ踏まえて、そのような書き方にできれば統一をしていただきたいという、そういう思いがあります。これは要望です。よろしくお願いします。

○武井分科会長 それでは、後藤委員よろしくお願いします。

○後藤委員 時間が過ぎていて恐縮ですけれども、先ほど、旅館業のほうで、子育て世帯への対応ということが出ていましたので、先ほどの興行場営業のやはり子育て世帯への対応というところを振り返って見ていましたら、これは私の理解不足だと思うのですが、興行場営業のほうの9ページで、「高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮」というところで、移動手段とか買い物に不便・不安を感じるとか、そういう文言が出てくるのですけれども、確かに高齢者や障害者や子育て世帯は、そういう買い物に対する配慮が非常に重要だと思うのですが、興行場というものに対する記述として、映画館で買い物というのがどう結びつくのか、すぐ理解できなくて、買物の話がここでたくさん出てくるのはそぐわないという感じがちょっとしたものですから、コメントです。

○武井分科会長 それでは、活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日御審議いただきました振興指針改正の素案につきましては、さらに、この後、追加でお気づきの点や御意見等がございましたら、追って、メールにて事務局まで御連絡いただければと思います。

また、本日の議事録でございますが、原稿ができた時点で各委員に御送付・確認していただいた上で、厚生労働省のホームページに公開させていただきたいと考えておりますので、合わせて、よろしく願いいたします。

また、次回の開催は、また、すぐ来てしまいますが、12月10日（火）15時から、次回は浴場業と飲食店営業のうちめん類の振興指針改正の素案について審議予定でございます。会場等の詳細につきましては、追って御連絡申し上げます。

事務局からは以上です。

○武井分科会長 それでは、以上をもちまして、第33回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。お忙しいところ、長時間ありがとうございました。